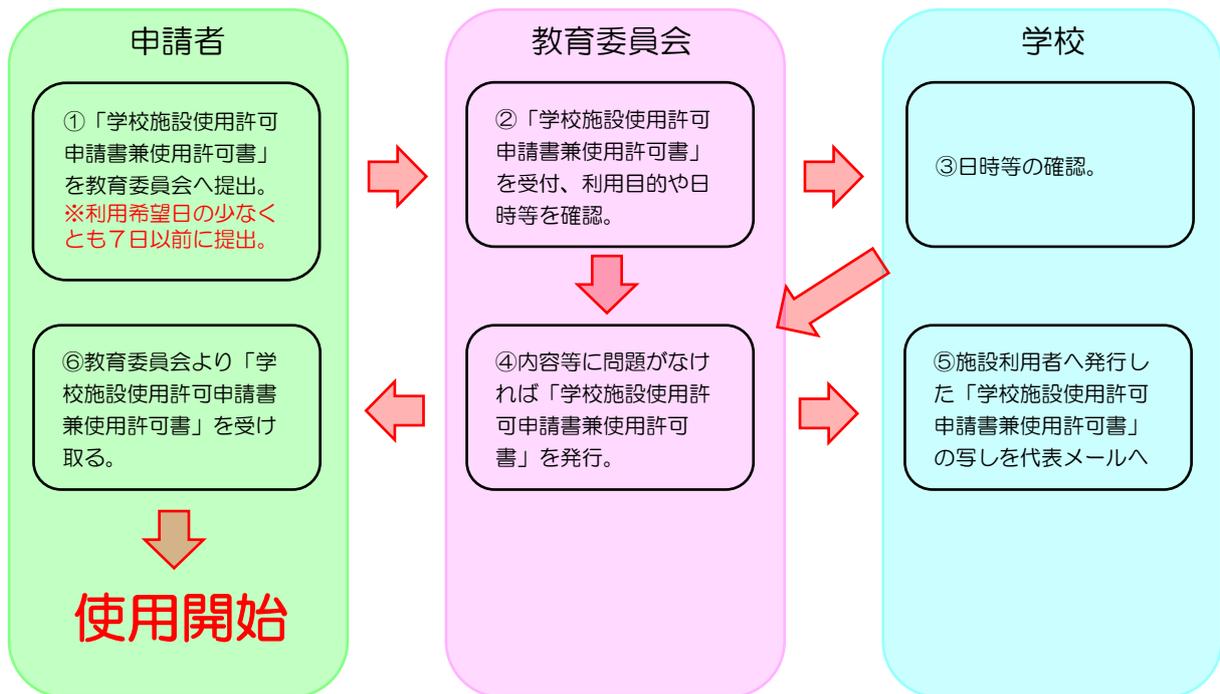


学校施設使用の流れ

1. 申請フロー図



- ① 「学校施設使用許可申請書兼使用許可書」を利用希望日の少なくとも7日以前に今帰仁村教育委員会へ提出して下さい。申請書については今帰仁村教育委員会にて配布しております。
 - ② 申請者より提出された「学校施設使用許可申請書兼使用許可書」を受付た後、使用目的に問題がないか、他学校施設利用者との日時の重複がないか等の確認をします。
 - ③ 学校へ申請日時について、学校行事等がないか確認する。
 - ④ ②③の確認後問題がなければ「学校施設使用許可申請書兼使用許可書」を発行し、申請者へお渡しします。
 - ⑤ 「学校施設使用許可申請書兼使用許可書」の写しを、該当する学校へメールにてお知らせします。
 - ⑥ 「学校施設使用許可申請書兼使用許可書」を受け取り後、学校施設の使用が可能となります。
- ※今帰仁小学校グラウンド（村営グラウンド）につきましては、NPO法人ナスクが管理していますので、そちらへの申請をお願いします。申請方法や様式等についてもご確認ください。

2. 新型コロナウイルス感染症防止対策に関する誓約書の提出

申請者は、「学校施設使用許可申請書」と同時に「新型コロナウイルス感染症防止対策に関する誓約書」を記入の上、提出して下さい。誓約書については今帰仁村教育委員会にて配布しております。

3. 夜間照明施設を使用する場合

夜間照明施設を使用する方につきましては、「学校施設使用許可申請書兼使用許可書」と同時に「夜間照明施設使用許可申請書兼使用許可書」を今帰仁村教育委員会へ提出して下さい。その後「学校施設使用許可申請書兼使用許可書」及び「夜間照明施設使用許可申請書兼使用許可書」を発行しお渡しします。

4. その他事項

定期的に学校施設を使用する場合は使用前に一度だけ申請を、不定期（練習、練習試合、大会）で学校施設を使用する場合は、その都度申請を行ってください。

学校施設を使用する際は、必ず今帰仁村教育委員会へ申請を行ってください。学校との調整が済んでいた場合であっても、今帰仁村教育委員会へ申請がなされていない場合は、使用を許可することは出来ません。

また、フロー図のように申請を行い許可を得た場合であっても、特別な事由により今帰仁村教育委員会が使用の取りやめを指示する場合がございますが、ご了承ください。